

寝屋川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申し出により登録された者（以下「事前登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し

イ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2) 第三者 次に掲げるものをいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

イ 住基法第12条の3又は第20条（同条第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

エ 戸籍法第10条の2（同条第2項を除く。以下同じ。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

(1) 住基法の規定により寝屋川市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記載されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により寝屋川市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としなない。

（事前登録の手續）

第4条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「登録希望者」という。）は、あらかじめ寝屋川市本人通知制度事前登録申請書により、市長に登録（以下「事前登録」という。）の申請をしなければならない。

2 前項において事前登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、本人による申請であることを証するため、別表第1に掲げる書類のいずれか1点を提示し、又は提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、登録希望者がやむを得ない理由により同項の書類のいずれかを提示できない場合にあっては、登録希望者が本人であることの説明を求め、かつ、別表第2に掲げる書類2点を提示し、又は提出する方法により、本人であることの確認を行うものとする。

4 事前登録の申請を代理人により行おうとするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる者については、寝屋川市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認できる場合は、この限りでない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(2) 法定代理人以外の者 委任状

5 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、事前登録の申請を行うことができるものとする。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申請をすることが困難な場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

6 第2項、第3項及び前項の規定は、代理人による事前登録の申請について

準用する。

この場合において、第2項中「本人」とあるのは「代理人本人」と、「別表第1」とあるのは「代理人に係る別表第1」と第3項中「登録希望者がやむを得ない」とあるのは「代理人がやむを得ない」と「登録希望者本人であること」とあるのは「申請人が代理人本人」と「本人であることの確認」とあるのは「代理人本人であることの確認」とそれぞれ読み替える。

7 事前登録の申請の受付は、市民サービス部戸籍・住基担当及び各シティ・ステーションで行うものとする。

(事前登録等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適切と認めるときは、寝屋川市本人通知制度事前登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、当該申請者が事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事前登録の変更又は廃止の届出)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は廃止をしようとするときは、寝屋川市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第7項までの規定は、前項の届出について準用する。

(事前登録の抹消)

第7条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を抹消するものとする。

- (1) 廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（平成24年政令第4号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が登録を抹消する理由が生じたときと認めるとき。

(事前登録者への通知)

第8条 市長は、第三者からの請求により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に対し、次に掲げる事項を記載した本人通知書によ

り通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び枚数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
(委任等)

第9条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による事前登録及びこれに関し必要な手続については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真あり)、旅券(パスポート)、在留カード、電気工事士免許状、無線従事者免許証、海技免状、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、特別永住者証明書、その他官公署が発行した身分証明書で顔写真があるもの

備考 有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限る。

別表第2 (第4条関係)

住民基本台帳カード(顔写真なし)、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、生活保護受給者証その他官公署が発行した身分証明書で顔写真がないもの

備考 有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限る。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。